

**認証評価制度の改善に向けて
更に検討すべき事項について**

大学分科会における主な意見の内容について①

第124回大学分科会（平成27年9月15日）における委員からの主な発言は以下の通り。

○検討課題1「高大接続改革(大学教育の質的転換、大学入学選抜改革)等を推進するための評価の在り方」

- ・ガバナンス体制の確立、情報公開の充実、IR体制の整備などをしっかり整え、内部質保証体制を確立させて、PDCAを大学自身が回していく事が重要であり、そうした実質的な内容まで踏み込んだ評価をしていく仕組みを作るべき。
- ・十分な教育研究環境を保証するという観点から財務力も非常に重要であり、財務力の評価項目についてももしっかり評価すべきではないか。
- ・教学面の大学としての教育の質についての評価に踏み込めるような仕組みとすべきではないか。
- ・教育の質を上げるには、何らかのベンチマークに基づき、カリキュラムやシラバスの内容の評価まで踏み込む必要があるのではないか。
- ・認証評価制度の難しさは、アウトカムを単に見れば良いだけでなく、仮にアウトカムがなくても適切なシステムが整っているか、整えるために適切な努力がなされているのかを評価していくことが求められている。

大学分科会における主な意見の内容について②

○検討課題 4 「評価における社会との関係の強化」について

- ・ 一般には大学を評価をしているという現状は伝わっていない。せつかく評価をするのであるから、実質的な評価の意義が伝わるように工夫をする事が必要ではないか。
- ・ 大学評価基準で評価すべき観点をもう少し細かく規定し、評価機関が評価を行うことで、大学の情報がより分かりやすい形で伝わるようになるのではないか。
- ・ 社会一般の人が認証評価に何を期待しているのか、結果をどう活用することを期待しているのか等を意識し、ポイントをアピールすれば、社会一般の人でも意欲的に評価結果を読んでもらえるのではないか。

○検討課題 5 「評価人材の育成」

- ・ 大学の多様性を踏まえた評価の在り方がますます重要となっていくと考えるが、それを適切に評価するための評価人材の育成は大変重要であるが非常に難しい問題である。評価者の育成をしっかりと行うことが全体の評価の底上げの観点からも非常に重要ではないか。

○検討課題 7 「その他」

- ・ ACの指摘事項と認証評価制度の連携は非常に重要であり、設置認可の時に物的・人的資源についていろいろ評価しているが、その後はフォローアップをしているものの、大学の自治にゆだねられている部分が多く、認証評価の中でしっかり評価すべきではないか。

(論点)

現在の認証評価制度では、法令適合性等の観点からの設置基準等に基づく教育研究環境(教員組織、教育課程、施設設備等)の確認・評価を行うとともに、認証評価機関が定める基準に沿って一律同様の評価を受けることとなっているが、最低限の質の確認のみならず、評価を通じて、大学教育の質的転換や大学入学者選抜改革をはじめとした、高大接続改革を促進することが求められる。

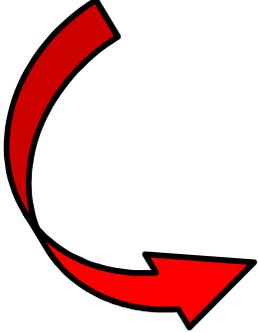
(検討課題)

- 各大学の大学教育の質的転換や大学入学者選抜改革の取組を適切に評価し、更なる取組の充実につなげるための評価の在り方
- 学修成果や内部質保証(各大学における成果把握とそれによる改善等)を重視した評価への発展・移行
- 高大接続改革の方向性を踏まえた各大学の個別選抜改革の取組に対する評価の推進
- 特定の教育研究活動に重点を置いた評価とこのような評価を実施した場合の共通の評価項目の扱い(簡素化等)など、大学の多様性に対応した評価の推進
- 各大学が掲げる目的・水準等に対する評価(達成度評価)など、各大学の改革を支援するための評価の推進
- 各大学の評価結果に応じた次回評価の弾力化(優れた評価を受けた場合における、受審の期間や受審内容の特例等)
- 関係団体の取組(JABEE等)の発展も含めた、分野別評価の推進

これまでの議論

- 三つのポリシーの策定とそれに基づく取組状況の評価は今後も重要であり、重点的に評価すべきではないか。
- 多様な大学の特性も踏まえ、大学の機能強化を促進させるための評価を行うべきではないか。
- 法令等の評価と達成度の評価を明確に区分した上で、法令等の評価は簡略化し、達成状況の評価に重点を置いた評価を行うべきではないか。
- 法令要件に関わる事項についてはデータの提出のみとしてはどうか。その際、法令遵守に努めており、過去に指摘がない大学かどうかを分けて考える必要があるのではないか。
- 内部質保証を実質化させるため、内部質保証が定着しているかについて重点的に評価すべきではないか。
- 内部質保証システムが機能しているかどうかは、達成すべき目標やレベルが明確に示されていることが必要であり、かつそれらが適切に設定されているかを評価する必要がある。
- 学修成果の評価については、各大学の学位授与方針を踏まえ、課程修了時に修得が期待される能力を身に付けさせているかを重点的に評価すべきではないか。また、各大学が学生の学修成果を評価する手法の可視化が必要ではないか。
- 財務力の評価項目についてもしっかり評価すべきではないか。
- 大学の評価については、単にアウトカムを見れば良いだけでなく、適切なシステムが整えられているのかといった点も考慮して評価する必要があるのではないか。

**更に検討
すべき事項**



- 日本の教育が入学のレベルで評価されるのではなく、卒業時の学生の成果が広く社会に知られ、評価されるようになるべきではないか。
- 日本の高等教育の質保証の観点から、各大学のミッション等の目的準拠型の内部質保証を確認することで十分とは言えないのではないか。
- 評価結果に応じた次回結果の弾力化については、慎重な検討が必要ではないか。
- 分野別評価については、人員の養成・確保がすぐには困難なことから、導入にあっては慎重な検討が必要ではないか。

(大学評価基準への項目追加)

- 高大接続改革の観点からも重要なアドミッション・ポリシーをはじめとする三つのポリシーの一体的な策定の有無、三つのポリシーに基づく大学入学者選抜、教育課程、卒業認定・学位授与の実施状況等を評価項目に加えることについて

(評価方法の改善)

- 大学教育の質的転換や各大学が掲げる水準に対する評価など、各大学の改革を推進するための評価の在り方について

⇒PDCAサイクル（内部質保証）が機能しているかを適切に評価するために留意すべき視点や評価方法について

- 適合等の判断をより厳格に評価することについて

⇒法令適合性等のみならず、教育活動内容等に重点を置いた総合的な適合・不適合の評価について

⇒総合的な適合・不適合といった評価に加え、よりきめ細かなPDCAサイクルを促す方法について（評価項目や観点毎に段階別評価導入 等）

- 評価において重視すべき事項を新たに設定することについて

⇒設定する場合、どのような事項を重視すべきものとするか（内部質保証、3つのポリシーに基づく教育研究活動、学修成果 等）

- 法令遵守事項に係る評価方法の簡略化について

(その他)

- 分野別評価の推進等の在り方について

(論点)

現在の認証評価制度では、大学等には評価を受けることのみが課せられており(※)、評価結果を踏まえた改善については法令上規定されていない。大学教育の質的転換をはじめ、評価を通じた質の向上の促進を図るためには、評価結果を各大学の具体的な教育研究活動の改善につなげるための仕組みの整備が必要。

※法科大学院については、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年十二月六日法律第百三十九号)」により、適合・不適合の判定を行うこととなっている。

(検討課題)

- 法令上の位置づけも含めた、評価基準等への適合・不適合の判定の仕組みの整備
- 評価結果のフォローアップの仕組みの整備(不適合判定に対する再度の評価等)
- 評価結果の各種取組への活用(各種補助金の応募条件における適合判定の要件化等)
- 各大学の評価結果に応じた次回評価の弾力化(優れた評価を受けた場合における、受審の期間や受審内容の特例等)【再掲】

これまでの議論

- 大学評価基準を満たさなかった大学(いわゆる「不適合」「不適合」の大学)に対して、指摘内容を実現化するための法的枠組みの整理が必要ではないか。
- より良い評価を受けるためのインセンティブとして資源配分に評価結果を活用すべきではないか。

更に検討すべき事項

- ・ 自主的・自律的な大学の自己改善を促進することを目的とした評価制度において、①指摘事項の改善を義務づけること②評価結果を資源配分に活用することの位置づけについて
- ・ フォローアップの実施の根拠となる規定の創設について
⇒フォローアップの体制・規定の整備を法令で評価機関に求めることについて

論点・検討課題③ 【認証評価機関の評価の質の向上】

(論点)

現在、文部科学大臣の認証後も、特別の事情がある場合には認証評価機関に対して国が一定の関与を行うことは可能であり(※)、また、評価の質の維持・向上の観点からの認証評価機関の取り組みについては、「認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること」が認証の要件(細目省令)となっている。今後、学修成果や内部質保証を重視した評価をはじめ、より質の高い評価を実施するための評価手法の開発・改善が求められる中で、認証評価機関の評価の質を向上するための取組の促進が必要。

※「公正かつ適確な実施が確保されないおそれ」(学教法第111条第1項の報告等の徴収の要件)などに該当する場合にのみ国の関与あり。

(検討課題)

- 認証評価機関に対する評価の在り方(メタ評価、認証評価機関の定期的なレビュー等)
- 認証評価機関における評価の質の向上の取組(複数の機関が連携した取組等の促進、法令上の位置づけ等)
- 先進的な評価手法の開発等、大学評価に関する調査研究の促進

これまでの
議論

- 認証評価機関に対する評価の在り方については、評価機関の自主性・独立性の観点から慎重な検討が必要ではないか。
- 評価機関も自ら自己点検をしなければならないのではないか。
- 評価機関同士での競争原理が担保されているような制度とすべきではないか。

更に
検討すべき事項

- 評価機関の評価の質の向上に向けた、評価機関の評価の定期的な確認等の必要性について
⇒定期的な確認を行う場合、どのような事項を対象として行うべきか。
- 評価機関の自己点検等の義務化について

論点・検討課題④ 【評価における社会との関係の強化】

(論点)

現在の認証評価制度では、大学教員を中心としたピアレビューによる評価形式が取られ、教育研究活動に対する評価に必要な専門性は担保されているが、大学進学率の上昇や新規卒業者の多くを大学卒業者が占める状況において、大学に対する評価においても幅広い関係者の意見を踏まえることが求められ、また、併せて認証評価の取組を社会に十分に周知することが必要。

(検討課題)

- ステークホルダーの視点を取り入れた評価の実施（高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の声を評価に反映するための仕組みの整備等）
- 評価を通じて把握した各大学の特色ある取組も含め、認証評価機関の取組の社会への情報発信の促進

これまでの
議論

- ピアレビューの原則を確保した上で、評価に社会（ステークホルダー）の声を反映できる仕組みを整備する必要があるのではないか。
- 社会一般の人に対しても大学の状況をより分かりやすく伝えるため、ポイントをアピールするような形で評価を公表するなど、評価結果の様式の見直しが必要ではないか。
- 評価制度や評価結果について高等学校や産業界への一層の周知が必要ではないか。

更に
検討すべき事項

- ・ ステークホルダーを評価へ参画させる仕組みについて
⇒参画させる方法はこういったものがよいか。もしくは評価機関に委ねるべきか。（評価者に加える、評価の過程でヒアリングを行う、大学側に自己点検において実施させる等）
- ・ 評価結果の様式を見直す場合の観点について
- ・ 評価制度や評価結果（優れた取組を含む）の周知、発信方策について
⇒優れた取組等については、どのような発信が効果的か

(論点)

認証評価制度の導入も相まって、大学に対する評価は根付きつつあるものの、評価制度の安定的な運用とさらなる発展のためには評価人材の育成が必要。

(検討課題)

- 複数の機関が連携した取組も含めた、評価人材の育成や専門的知見の継承のための取組の促進

これまでの
議論

- 設置基準等の法令に関する専門的知識の共通的な理解を深めるため、全評価機関の評価員を対象としたセミナーなどの実施が必要ではないか。
- 評価員のインセンティブを高める方策や、評価員を拠出する機関（主に大学）の負担軽減が必要ではないか。
- 大学側の評価人材の育成も必要ではないか。
- 認証評価機関に対する支援として、評価員の育成に対する助成が必要ではないか。

更に
検討すべき事項

- 各認証評価機関共通のセミナー等の実施の促進について
- 大学側の評価人材の育成について（評価機関との人事交流による研修 等）
- 評価員拠出機関への負担軽減策について

(論点)

大学等は複数の評価等への対応が求められており、大学等の「評価疲れ」も指摘されている中、認証評価制度をさらに発展させていくためにも、評価を受ける大学等の作業を効率化するための取組が必要。

(検討課題)

- 大学ポートレートデータの活用も含め、評価における公表資料や既存資料の活用の促進
- 他の評価制度（国立大学法人評価等）と連携した評価業務の効率化
- 情報公表に積極的に取り組む大学等に対する評価の特例（簡素化等）

これまでの
議論

- 大学ポートレートについては、認証評価でも活用できるよう情報量の一層の充実が必要ではないか。
- 大学ポートレートの情報は各大学が入力しているものに過ぎないことから、根拠が曖昧で評価に使用するのには慎重な検討が必要ではないか。
- 大学の負担軽減のため、提出資料の電子データ化の徹底や、評価実施期間の短縮を検討してはどうか。
- 年度間の評価校数の平準化を図るための方策が必要ではないか。
- 他の評価制度との連携による評価の効率化として、例えば、国大評価との更なる連携や評価結果の相互活用などを進めてはどうか。

更に
検討すべき事項

- 大学ポートレートの情報項目の充実・拡充について
- 年度間の評価校数平準化のための方策の是非について
⇒平準化に向けた取組として国が果たす役割、機関が果たす役割は何か。
- 国立大学法人評価等の他の評価における評価結果の相互活用について(評価資料、評価結果の活用の可能性について)

これまでの
議論

- 質保証の観点から、AC（設置計画履行状況等調査）での指摘事項と認証評価制度を連携させることが必要ではないか。
- 例えば、学生の学修時間などの客観的なデータを集めて、それに基づいた評価を実施することが必要ではないか。
- 大学院修了者の進路状況や活躍状況の把握・公表状況などの評価を促進すべきではないか。
- 諸外国の最新の状況も参考としながら制度改善を検討すべきではないか。

更に
検討すべき事項



- 設置計画履行状況等調査における指摘事項を認証評価において重点的な評価事項とすることについて
- 国による学修時間の全国的な把握等の調査の実施と、比較可能な客観的な調査データの認証評価への積極的な活用について
⇒ 教学面に加え、財務面等でもベンチマークとなるような指標は何か。
- 大学院を含む修了者の進路把握・公表状況を評価することについて
⇒ 就職者等の「数」にとどまらず、より詳細な状況の把握を大学に求めることについて
- 諸外国の評価制度の現状を踏まえた制度改善について
⇒ 段階的な評価の導入について